

議 第 37 号

令和3年5月27日提出

熊本市奨学生の採用について

熊本市奨学生を別紙のとおり採用したいので教育委員会の意見を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号）第4条に基づき奨学生の採用について教育委員会の意見を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

審査基準

1 奨学金貸付対象者

奨学金貸付の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 熊本市内に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校・短期大学・大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）に在学していること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

※(4)の併用制限については、給付型の奨学金や高等学校等就学支援金及び熊本県奨学のための給付金等は含まれない。

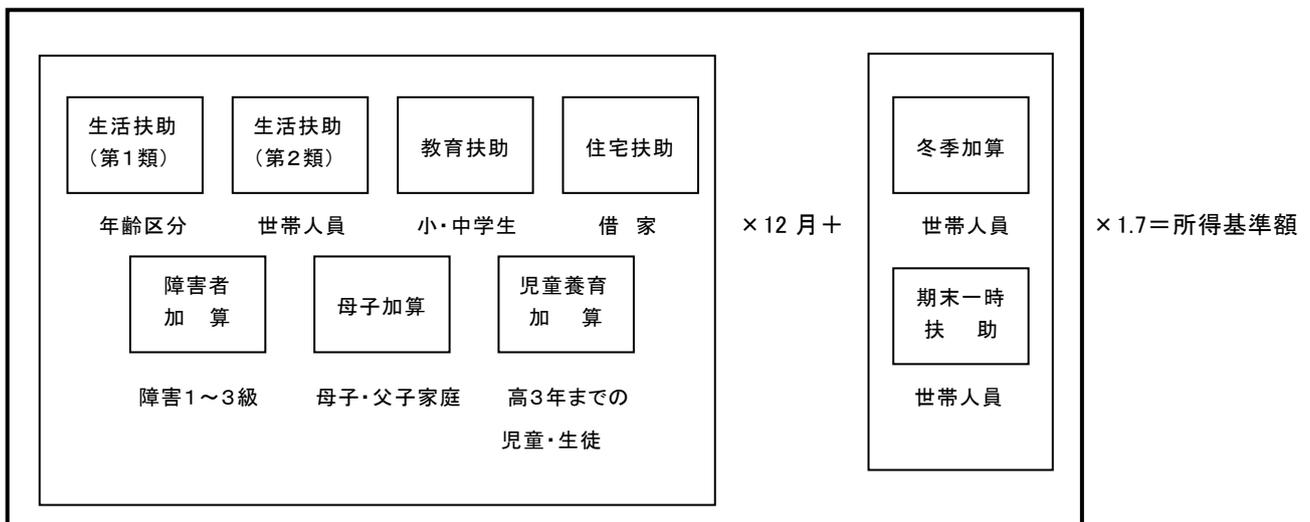
2 経済的理由の審査基準

申請者と生計を一にする世帯員全員の所得合計が、当該世帯の所得基準額以下であり、かつ所得基準額に対する充足率の順位が採用予定者数の範囲内であること。

(1) 所得基準額

生活保護法第8条の規定に基づき厚生労働大臣が定める生活保護基準額の1.7倍の額。
 （令和3年度（2021年度）については、令和2年10月の生活保護基準を適用する。）

生活保護基準額



(2) 充足率

所得合計 / 所得基準額 = 充足率 …… 1以下の対象者を順位付け

令和3年度(2021年度)熊本市奨学生

1 学校区分別申請状況

		申請学校数	申請者	所得基準額充足者	採用予定者
高校	公立	5	8	8	8
	私立	13	24	23	23
専修 高等課程	公立	1	1	1	1
専修 高等課程	私立	1	3	2	2
高校等 小計		20	36	34	34
大学	公立	5	5	4	4
	私立	4	9	6	6
専修 専門課程	公立	1	1	1	1
専修 専門課程	私立	6	7	6	6
大学等 小計		16	22	17	17
合計		36	58	51	51

2 貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申出により 左の貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額 (※大学等に限る)	第1学年の 初回加算額 (※1年生に限る)
高校等	高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	国・公立	18,000円	—	50,000円
		私 立	30,000円		100,000円
大学等	大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	国・公立	42,000円	6,000円	150,000円
		私 立	51,000円	10,000円	200,000円

3 返還期間

区 分	返還期間	
高等学校 専修学校(高等課程)	国・公立	9年
	私 立	12年
高等専門学校	国・公立	13年
	私 立	14年
大学	国・公立	14年
	私 立	15年
短期大学 専修学校(専門課程)	国・公立	12年
	私 立	11年

新規貸付と予算の状況

1 貸付者数の状況

(単位:人)

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計
継続貸付分	0	37	37	7	8	0	89
新規貸付分	高校等	28	2	4	0	0	34
	大学等	10	3	3	1	0	17
	小 計	38	5	7	1	0	51
合 計	38	42	44	8	8	0	140

新規貸付者上限数 = 291 人

(定数 380 人 - 継続貸付者数 89 人)

2 新規貸付対象者に対する予算の状況

(単位:千円)

区 分	① 令和3年度(2021年)当初予算		② 予定貸付金		差 額		
	貸付金(A)	債務負担(B)	令和3年度(2021年度)(C)	令和4年度(2022年度)以降(D)	貸付金(A)-(C)	債務負担(B)-(D)	
継続貸付分	34,710	/	34,242	21,084	468	/	
新規貸付分	高校等	41,934	65,420	13,156	19,224	28,778	46,196
	大学等	23,356	74,880	11,428	14,904	11,928	59,976
	小 計	65,290	140,300	24,584	34,128	40,706	106,172
合 計	100,000	/	58,826	55,212	41,174	/	

新規貸付予算枠 = 65,758 千円

(令和3年度(2021年度)当初予算額 100,000 千円 - 継続貸付額 34,242 千円)

○熊本市奨学金条例

平成 14 年 3 月 28 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程(以下「学校等」という。)に在学する者で、経済的理由により修学が困難なものに対し奨学金の貸付けを行い、もって社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的とする。

(奨学金の貸付対象者)

第 2 条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 本市に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校等に在学している者であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から奨学金の貸付けその他の規則で定める措置を受けていないこと。

(貸付申請)

第 3 条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第 4 条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会の意見を聴き、規則で定める定数内において市長が決定する。

教育委員会会議資料<<別冊>>

令和3年度(2021年度)

熊本市奨学生採用候補者名簿

熊本市教育委員会事務局
学校教育部 指導課

申請者（審査用）一覧表

令和03年度 高校等

No.	公・私	学年	貸付期間		併願状況	充足率	所得該当
1	私立	1	令和03年04月	令和08年03月		-0.134	該
2	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		-0.101	該
3	国公立	1	令和03年04月	令和07年03月		-0.101	該
4	国公立	2	令和03年04月	令和05年03月	熊本県	-0.099	該
5	私立	1	令和03年04月	令和04年03月	独立	0.000	該
6	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.000	該
7	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.000	該
8	国公立	3	令和03年04月	令和06年03月		0.077	該
9	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.077	該
10	国公立	3	令和03年04月	令和04年03月		0.102	該
11	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.144	該
12	私立	3	令和03年04月	令和04年03月		0.177	該
13	私立	3	令和03年04月	令和04年03月		0.183	該
14	国公立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.183	該
15	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.199	該
16	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.273	該
17	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.413	該
18	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.429	該
19	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.457	該
20	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.468	該
21	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.469	該
22	国公立	2	令和03年04月	令和05年03月		0.503	該
23	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.541	該
24	私立	1	令和03年04月	令和08年03月		0.671	該
25	国公立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.745	該
26	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.759	該
27	国公立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.761	該
28	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.764	該
29	国公立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.812	該
30	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.841	該
31	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.853	該
32	私立	1	令和03年04月	令和04年03月		0.868	該
33	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.880	該
34	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.994	該
採用候補者数（所得基準額充足者数）		計		34人			

35	私立	1	令和03年04月	令和06年03月	その他	1.120	非	以下 所得基準額 非充足者
36	私立	1	令和03年04月	令和04年03月		1.676	非	
申請者数		計		36人				

申請者（審査用）一覧表

令和03年度 大学等

No.	公・私	学年	貸付期間		併願状況	充足率	所得該当
1	私立	1	令和03年04月	令和07年03月		0.000	該
2	私立	3	令和03年04月	令和05年03月		0.000	該
3	私立	1	令和03年04月	令和05年03月		0.000	該
4	私立	1	令和03年04月	令和05年03月	独立	0.129	該
5	私立	3	令和03年04月	令和05年03月		0.207	該
6	国公立	1	令和03年04月	令和05年03月		0.329	該
7	私立	1	令和03年04月	令和05年03月		0.487	該
8	私立	2	令和03年04月	令和05年03月		0.505	該
9	国公立	1	令和03年04月	令和07年03月		0.520	該
10	私立	4	令和03年04月	令和04年03月		0.627	該
11	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		0.644	該
12	私立	2	令和03年04月	令和05年03月		0.665	該
13	国公立	1	令和03年04月	令和07年03月		0.740	該
14	国公立	1	令和03年04月	令和07年03月		0.876	該
15	私立	2	令和03年04月	令和04年03月		0.944	該
16	私立	3	令和03年04月	令和05年03月		0.955	該
17	国公立	1	令和03年04月	令和07年03月		0.955	該
採用候補者数（所得基準額充足者数）			計		17人		

18	私立	3	令和03年04月	令和05年03月		1.072	非	以下 所得基準額 非充足者
19	私立	4	令和03年04月	令和04年03月		1.110	非	
20	私立	1	令和03年04月	令和06年03月		1.227	非	
21	国公立	1	令和03年04月	令和07年03月	独立	1.458	非	
22	私立	2	令和03年04月	令和06年03月		1.528	非	
申請者数			計		22人			